

## 第 1 章 総 則

- 【運送約款の適用】  
第 1 条 ダイヤモンドエアサービス株式会社（以下「会社」という）の行う旅客、手荷物（見廻品を含む）の航空運送は本運送約款に基づいて行います。
- 【特 約】  
第 2 条 会社は旅客、又は貸切飛行の借主（以下「借主」という）の申し出により、この運送約款の一部の規定について特約を結ぶことがあります。この場合においては第 1 条の規定にかかわらずこの特約事項を適用します。
- 【運送約款等の変更】  
第 3 条 会社はこの運送約款及びこれに基づいて定められた規定を変更できるものとし、変更をする際は相応の期間をもって、ホームページ等に掲示することにより変更内容を告知するものとします。
- 【公 示】  
第 4 条 会社の事業所にはこの運送約款並びに運賃及び料金その他運送上必要な事項を公示します。
- 【利用者の同意】  
第 5 条 旅客、荷送人又は借主は、この運送約款を承認し且つ同意したものとします。
- 【準拠法管轄裁判所】  
第 6 条 この運送約款による運送契約及びこれに関する訴訟手続きは日本の法律に準拠するものとします。これに関して生ずる一切の訴訟は会社の本社所在地の裁判所の管轄とします。
- 【係員の指示】  
第 7 条 旅客及び借主は、旅客の搭乗及び降機、又は手荷物等の積降しその他発着場又は航空機内の行動について、すべて係員の指示に従わなければなりません。
- 【運航上の変更】  
第 8 条 1. 会社が法令の執行、官公署の要求、争議行為、動乱、戦争、機械の故障、悪天候その他やむを得ない事由により、飛行経路、発着日時、若しくは発着場の変更、運航の全部若しくは一部の中止、旅客の搭乗の制限、又は手荷物の積載の制限若しくは積降しをすることがあります。  
2. 会社は前項の場合に生じた一切の損害について賠償する責を負いません。
- 【会社の責任】  
第 9 条 1. 会社は航空機に搭乗中又は乗降中に生じた事故による旅客の死亡、若しくは傷害又は手荷物の滅失、毀損等に対し損害賠償の責に任じます。但し、会社が会社又はその使用人に故意又は過失がなかったことを証明した時はこの限りではありません。
- 【旅客、借主の賠償責任】  
第 10 条 会社は、旅客又は借主が故意又は過失により、あるいはこの運送約款を守らないことにより会社に損害を与えた場合は、その損害相当額の賠償金を申受けます。

## 第 2 章 旅 客

- 【航空券】  
第 11 条 1. 会社は、所定の運賃又は料金を申受けて個人航空券、団体航空券又は貸切航空券（以下「航空券」という）を発行します。  
2. 記名式航空券は他人に譲渡することはできません。  
3. 航空券は、券面記載のとおり不使用の場合、又は記名本人以外の方が使用の場合は無効となります。
- 【有効期間】  
第 12 条 航空券での搭乗日時の指定の無いものの有効期間は、発売日から 30 日とします。
- 【搭乗日時】  
第 13 条 会社の航空機に搭乗するには、日時の指定を必要とします。日時の指定を受けようとするときは、会社事業所又は代理店において航空券を呈示することを必要とします。
- 【有効期間の延長等】  
第 14 条 旅客は、下記の場合及び時間までに会社に申し出て航空券の有効期間を延長することが出来ます。  
(1) 会社に申し出た場合、指定日時の 2 0 分前。  
(2) 代理店を通じて申し出た場合、指定日時の 2 時間前。  
(3) 日時の指定のない場合、有効期間の末日迄。
- 【航空券の呈示】  
第 15 条 会社は、旅客に搭乗前に航空券の呈示を求めます。航空券の呈示のない場合は搭乗出来ません。
- 【適用運賃及び料金】  
第 16 条 1. 適用運賃及び料金は、航空券の最初の搭乗用片によって行う旅行の開始日において有効な運賃、及び料金とします。  
2. 收受運賃又は料金が適用運賃又は料金と異なる場合は、その差額をそれぞれの場合に応じて払戻し、又は徴収します。但し、航空券を運賃又は料金値上げの実施直前に購入し、且つ当該旅行をその運賃又は料金値上がり実施後の 30 日以内に開始する場合の適用運賃又は料金は航空券の発売日において有効な旅客運賃又は料金とします。
- 【小児・障がい者運賃】  
第 17 条 1. 旅客に同伴された座席を使用しない 3 才未満の小児は、旅客 1 人につき 1 人まで無料とします。  
2. 1 2 才未満の小児については普通運賃の 3 割引きとします。  
3. 搭乗時、以下の手帳をお持ちの方、及び同一便に搭乗される満 12 歳以上の介護者（お一人様まで）は普通運賃の 5 割引きとします。  
手帳の種類 ・ 身体障害者手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保護福祉手帳（但し、搭乗日当日まで有効期限内に限る）
- 【集合時刻等】  
第 18 条 1. 旅客は、会社の指定する時刻までに会社の指定する場所に集合しなければなりません。旅券に指定された時刻までに集合しなかった場合には、搭乗できないことがあります。
- 【会社の都合による払戻し】  
第 19 条 第 8 条の事由又は会社の都合により運送契約の全部又は一部の履行が出来なくなった場合は、旅客の請求に応じ、未飛行部分に相当する運賃の払戻しをします、この場合、会社は旅客の旅行継続に出来る限りの便宜をはかります。
- 【旅客又は借主の都合による払戻し】  
第 20 条 旅客又は借主がその都合によって運送契約を取消す場合は次の場合に限り次の各号に定める額の運賃料金の払戻しをします。  
(1) 搭乗日時の指定を受けていないで取り消す場合は、航空券の有効期間内に限り收受した運賃の 9 割  
(2) 会社が指示した集合時刻の 2 4 時間前までに取消しの通知があった場合は、收受した運賃の 7 割（遊覧飛行の場合を除きます）  
(3) 会社が指示した集合時刻の 6 時間前までに取消しの通知があった場合は收受した運賃の 5 割（遊覧飛行の場合を除きます）  
(4) 遊覧飛行であって、会社が指示した場合、時刻までに取消し通知があった場合は收受した運賃の 9 割
- 【航空券の紛失】  
第 21 条 航空券を紛失した場合は次の各号により、運賃料金の払戻しをします。  
(1) 紛失したことによって、別に航空券を購入使用した後紛失した航空券を発券した場合は有効期間の末日から 3 0 日以内に限り、全額払戻しをします。  
(2) 紛失したことによって旅行を取り止める場合は、前条（第 2 0 条）に準ずる取扱いをします。
- 【払戻しの方法】  
第 22 条 運賃料金の払戻しは会社の事業所、又は代理店において航空券と引換えに、航空券の指定日時又は有効期間の末日から 3 0 日以内に限って行います。
- 【搭乗の制限】  
第 23 条 次の各号に該当する者は、特に会社の同意を得た場合の外、搭乗する事が出来ません。  
(1) 伝染病患者、薬品中毒者、泥酔者  
(2) 付き添いが必要である重傷病者、身体障がい者、又は 8 歳未満の小児であって付添人のない場合。  
(3) 武器（職務上携帯する物を除く）火薬、爆発物、発火又は引火しやすい物その他航空機、乗客又は搭載物を損傷するおそれのある物品を携帯する。  
(4) 航空運送に不適当な物品、又は動物を携帯する者。  
(5) 他の乗客に不快の念を与えるおそれのある者。  
(6) 機内で紙たばこ、電子たばこ、加熱式たばこその他の喫煙器具を使用する者。  
(7) 第 2 4 条の規定による持ち込み手荷物の点検を拒んだ者。

## 第 3 章 手荷物

- 【内容の明示及び点検】  
第 24 条 会社は、旅客の手荷物が第 26 条記載の物件の疑いがあると認めた場合は、次の各号により処理します。  
(1) 持込手荷物（身廻品を含む）は、本人立合いの上点検することがあります。  
(2) 前号の点検を拒んだ場合は、手荷物の持込みをお断りします。
- 【賠償の限度】  
第 25 条 手荷物に生じた損害について会社が賠償の責を負う場合の賠償額は 1 人につき 15 万円を以って限度とします。
- 【手荷物持込みの制限】  
第 26 条 会社は、各号に掲げる手荷物の持込みは認めません。  
(1) 包装、若しくは荷造りの不完全なもの、破損、腐敗若しくは変質し易いもの及び、臭気発するもの、不潔なもの又は航空機若しくは他の運送品を損傷するおそれのあるもの。  
(2) 腐食性薬品、武器、火薬、爆発物、発火又は引火し易いもの及び鉄砲刀剣類等。  
(3) 航空運送に不適当なもの。  
(4) 法令又は官公署の命令によって移動を禁止されているもの。  
(5) 会社において航空運送上不適当と判断するもの。

## 第 4 章 貨 物

- 【申込み】  
第 27 条 貨物運送の申込みの際には、搭載日時の指定を必要と致します。日時の指定は会社の事業所で受付けます。但し、搭載その他の都合によりご希望に沿いかねることがあります。貨物の会社への引渡しは、会社の事業所又は会社の指定する場所で行っていただきます。
- 【貨物の制限】

第 28 条 貨物として引受けできる物品 1 個の容積・重量は別に定めるところによります。

【貨物の重量または容積の計算】

第 29 条 貨物の重量は包装を含めたもので受託の際会社が計算します。貨物の容積計算は、巾・厚さ及び長さの各辺とも、その最長部分によります。

【一口の定義】

第 30 条 一口の貨物とは、荷送人・荷受人・発着飛行場・託送時の機種別及び運賃・料金の支払い方法が同じであって、一通の運送状に包含されるものをいいます。

【貨物の受託】

第 31 条 荷送人が貨物の運送を委託するときは、貨物の一口ごとに次の事項を明記した貨物運送状を提示していただきます。

- (1) 品名・重量・荷姿・容積・荷印記号及び個数
- (2) 価格
- (3) 荷送人の住所・氏名または商号
- (4) 荷受人の住所・氏名または商号
- (5) 発送地
- (6) 到着地
- (7) 運賃・料金の支払い方法
- (8) 会社への引渡し年月日
- (9) その他特別の取扱を必要とするものはその希望条件

【貨物運賃】

第 32 条 貨物運賃は別に定めるところによります。

【諸 料 金】

第 33 条 会社は荷送人または荷受人の請求により、別に定める料金を申し受けて、集荷または配達の手配をすることがあります。

【貨物申受けの時期】

第 34 条 貨物の運賃・料金は貨物引受けの際、荷送人から申し受けます。但し特に会社が承諾した場合はこの限りではありません。

【貨物の内容についての責任】

第 35 条 運送状に記載された貨物の個数・荷姿・重量を除いて貨物の内容に関しての運送状と現品と相違があった場合でも、会社はその責に任じません。

【貨物の点検】

第 36 条 会社は荷送人の申告事項について、または第 37 条に定める物品でないことを確認する必要があると認めるときは、荷送人または第三者の立会を求めて貨物を点検することがあります。第 37 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の危険品を収納している疑いがあるときは、会社は前項の規定にかかわらず、当該貨物の内容の点検・中途償却・運送の中止をすることがあります。

【貨物引受けの制限】

第 37 条 会社が特に承諾した場合を除き、次に掲げる貨物は引き受けを致しません。

- (1) 包装・荷作りの不完全なもの・破損し易いもの・腐敗変質し易いもの・又は臭気を発するもの・不潔なもの・その他乗客に不快の念を与え、又は他の物品を損傷するおそれがあるもの。
- (2) 人員又は搭載物件もしくは機体に害を及ぼすおそれがあるもの。
- (3) 内容の申告が虚偽と認められるもの。
- (4) 腐食性薬剤類・武器・火薬・弾薬類・爆発性物品・圧縮ガス
- (5) 可燃性物品(引火点摂氏 80 度以下のもの・セルロイドを含む)映画・写真フィルム
- (6) 遺体
- (7) 動物
- (8) 法令または官公署の命令によって移動が禁止されているもの。
- (9) その他公安上、航空運送上不相当と会社が判断するもの。

【荷受人への通知】

第 38 条 会社は予め荷送人より申し出がない場合、荷受人に到着通知を行わない場合があります。又、到着通知に要した費用は申し受けることがあります。会社は通知の不受領あるいは受領遅延に対する責任を負いません。

【貨物の引渡し】

第 39 条 貨物の引渡しは、貨物運送状に記載の荷受人が同運送状に受領の捺印又は自署したときを以って完了します。但し、荷受人が支払うべき運賃・料金及びその他の費用を支払わない場合は引渡しを拒絶することができます。

【正当荷受人】

第 40 条 到着貨物引渡しに当たって、正当な荷受人であることを証明するものの提示を求めます。引渡し後、正当な荷受人でないことにより正当な荷受人に生じた損害について会社に過失がないときは、会社はその責に任じません。

【引渡し不能貨物の処分】

- 第 41 条
1. 会社は荷受人を確認することが出来ない場合または荷受人が貨物の引き取りを怠りもしくは拒んだ場合で、荷送人に通知してもその指図がないとき、またはその貨物が損壊し易いもので荷送人の指図を受けることが出来ないときは、会社はその貨物を廃棄・供託または競売をすることがあります。
  2. 前項により会社が引渡し不能貨物の処分をした時は、荷送人にその旨通知するか、その処分により生じた損害については、その責任に任じません。
  3. 会社が引渡し不能貨物の処分に要した費用または未払い運賃がある場合は、全て荷送人または荷受人の負担とし、貨物の競売価格がその運賃及び料金・その他の費用を補うに足りない場合は、荷送人または荷受人は会社に対してその全額または不足額の支払いに関して、その責に任ずるものと致します。
  4. 貨物の競売価格から運賃及び料金その他の費用を控除して残額がある場合は、その残額を荷送人にお渡し致します。但し、荷送人に渡すことが出来ない場合はこれを供託します。

【貴重品扱い】

第 42 条 次の各号に掲げる物品は、貴重品扱い貨物として引き受けます。

- (1) 通貨(紙幣・硬貨または銀行券)
  - (2) 未使用収入印紙及び未使用郵便切手
  - (3) 公正証書・公債・社債・株券・その他の有価証券
  - (4) 白金・金塊・銀塊・金貨・銀貨・銀粉・その他貴金属及びこれらの製品
  - (5) イリジウム・タンタム・その他の稀金属及びこれらの製品
  - (6) 金剛石・紅玉・緑碧石・真珠その他の宝石これらの製品
  - (7) 美術品または骨董品
  - (8) その他荷送人において貴重品と指定した物品
- 前項の貴重品扱い貨物は別に定める料金を申し受けます。

【搭載指定日時等の変更】

第 43 条 荷送人の都合により搭載指定日時、荷受人到着地、その他を変更しようとするときは、会社の業務に支障がない場合に限り変更することができます。

【会社の都合による払戻し】

第 44 条 第 8 条の事由または会社の都合により運送契約の全部または一部の履行が出来なくなった場合は、会社は荷送人の請求により未飛行部分に相当する運賃の払戻しを致します。

【荷送人の都合による払戻し】

第 45 条 荷送人が、その都合により運送契約を取り消す場合は、次の区分に従って運賃及び料金の払戻しを致します。

- (1) 搭載指定日時の 24 時間前までに取消しの通知を受けた場合は、運賃及び料金の 7 割。
- (2) 搭載指定日時の 6 時間前までに取消しの通知を受けた場合は、運賃及び料金の 5 割。
- (3) その他の場合はいかなる事由があっても運賃及び料金の払戻しは致しません。

【払戻し】

第 46 条 貨物の運賃及び料金の払戻しは、第 22 条に定めるところに準じて取り扱います。

【免責】

第 47 条 会社は次に掲げる事由によって生じた貨物の遅着・滅失・損傷その他一切の損害に対して、その責に任じません。

- (1) 第 8 条に掲げる事由
- (2) 貨物の変質・消耗または瑕疵
- (3) 荷造りの不完全・包装の破損・荷札の不備。表示事項の不完全による間違い・その他委託者の故意・過失または怠慢によるもの。
- (4) 汚損・鉤穴または他物との接触・その他航空機内において発生しやすい事故。
- (5) 降雨・降雪・強風・その他悪天候の際の積み卸しで会社の不注意によらないで損害が生じた場合。
- (6) 第 42 条に定められた荷送人の申告が虚偽であった場合。
- (7) 同乗旅客の疾病または不法行為。

【賠償の限度】

第 48 条 会社が貨物に生じた損害について賠償する場合は、第 49 条に定めるところにより次のとおりと致します。

- (1) 荷送人が、予め貨物の種類・品名及び価格を会社に明示し、且つこれに相当する特別運賃を支払った場合のほか、会社は一口につき 3 万円を最高とします。
- (2) 第 42 条に定める貨物または荷送人、もしくは荷受人にとって特殊な価値のある物品については第 1 項の手続きによって受託した場合のほか、会社はいかなる損害であっても賠償の責に任じません。

【事故貨物に対する損害賠償】

第 49 条 荷受人が貨物について損害を発見し、損害賠償の請求をなすには貨物引渡しの日から 14 日以内、延着の場合はその貨物到着の日から 14 日以内に、未着の場合は荷送人または荷受人がその事実を知り、もしくはその事実を知ることが出来るはずであった日から 14 日以内に、会社の事業所に文書を以って損害賠償の請求をしなければなりません。また当期間内に請求がない場合、いかなる理由があっても会社は損害賠償の責に任じません。

【短期時効】

第 50 条 貨物に関する損害賠償の訴訟は、貨物の引渡地到着の日もしくは到着したと推定される日から 1 年を経過したときは、いかなる事情や理由があっても提起することはできません。

【官公署の手続き】

第 51 条 貨物に関する官公署の手続きは、荷送人または荷受人の責任としその損害及び費用は全て負担して頂きます。

## 附 則

第 1 条 この運送約款は 2024 年 4 月 1 日から適用します。